

宇部市水道局事務決裁規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第七号

沿革 令和五 年四月 一日 管理規程第 三号 第一次改正

(目的)

第一条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務の処理について必要な事項を定め、もって責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 管理者がその権限に属する事務に関し、意思決定すること。
- 二 専決 副局長、局次長又は課長（以下「専決者」という。）がこの規程により定められた責任の範囲内の事務について意思決定すること。
- 三 代決 管理者又は前号の専決者が不在の場合において、この規程により定められた者（以下「代決者」という。）が意思決定すること。
- 四 不在 管理者、専決者又は前号の代決者が出張、病気その他の理由により、決裁できない状態にあること。

(決裁事項)

第三条 管理者の決裁事項及び専決者の専決事項は、別に定める。

2 この規程に定める専決事項であっても、重要若しくは異例なもの、又は解釈上疑義があるものについては、管理者の決裁を受けなければならない。（類推専決）

第四条 専決者は、専決事項とされていない事項であっても、前条第一項の規定による専決事項に準じて処理すべき事項と類推されるものについては、専決することができる。

(代決の順位)

第五条 決裁者が不在のときの代決の順位は、次のとおりとする。

決 裁 者	代 決 の 順 位
管 理 者	副局長、局次長
副 局 長	局次長、課長
局 次 長	課長、副課長
課 長	副課長、係長

(代決の禁止)

第六条 各職位は、あらかじめ、代決をしてはならないと指定したものに

いては、いかなる理由があっても、代決することはできない。

(代決の報告)

第七条 代決者は、代決をしたときは、速やかに決裁者又は専決者に報告し、又は関係文書を決裁者又は専決者の閲覧に供さなければならぬ。

(決裁及び合議の手続)

第八条 決裁は、起案者から順次直属上位の職位の検討を経て受けるものとする。

2 決裁を受けなければならない事項のうち、関係職位と協議及び調整する必要があるものについては、起案者は、直属上位の職位の検討及び決裁を受けた後、関係職位に合議しなければならない。

3 決裁を受けるべき事案が、市の事務部局に関係があるときは、回議しなければならない。

(事前協議)

第九条 前条第二項の規定により、合議を要する事項のうち、通常の合議では関係職位との協議及び調整が十分行われ難い事項については、起案者は起案前に協議し、意見の調整をしなければならない。

2 前項の規定による事前協議が成立したときは、合議したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局事務決裁規程の廃止)

2 宇部市上下水道局事務決裁規程(平成二十六年管理規程第七号)は、廃止する。

附 則(第一次改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。